

黒部市法人市民税

法人均等割額

法人等の区分		年額	法人区分 (号数)
資本金等の金額	従業者数	税率	
資本金等の額が50億円を超える法人	50人超	3,600,000円	9号
	50人以下	492,000円	7号
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100,000円	8号
	50人以下	492,000円	7号
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480,000円	6号
	50人以下	192,000円	5号
資本金等の額が1000万円を超え1億円以下である法人	50人超	180,000円	4号
	50人以下	156,000円	3号
資本金等の額が1000万円以下の法人等	50人超	144,000円	2号
	50人以下	60,000円	1号

法人税割率

消費税改正に伴い、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から、法人市民税法人税割の税率が引き下げられます。

- ・令和元年9月30日までに開始する事業年度の法人税割 12.1%
- ・令和元年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割 8.4%